

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者 公募要領

令和7年10月28日

長崎県文化観光国際部物産ブランド推進課

目 次

1．趣旨	 1
2．アンテナショップの概要	 1
3．委託業務内容	 2
4．委託上限額等	 2
5．募集方法	 2
6．応募の手続き	 2
7．企画提案書の内容及び提出方法等	 6
8．評価・選考方法	 9
9．応募にあたっての留意事項等	 1 1
10．審査項目	 1 2

資料及び様式

資料１．日本橋長崎館リニューアルポイント

資料２．長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書

資料３．設備及び備品一覧

資料４．長崎県アンテナショップ取扱商品基本方針

資料５．「日本橋 長崎館」イベントスペース利用要綱

様式１－１．参加申込書（単独用）

様式１－２．参加申込書（グループ用）

様式２． 会社概要

様式３． 説明会参加申込書

様式４． 質問書

様式５． 企画提案書表紙

様式６—１．誓約書（単独用）

様式６－２．誓約書（グループ用）

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募要領

1. 趣 旨

長崎県（以下「県」という。）は、首都圏における情報発信・受信の拠点として、本県全般の魅力を発信し、長崎に関心をもつ人々の拡大を図り、ひいては、県産品の認知度向上、売上増や本県への誘客の増加につなげることを目的に長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」（以下「アンテナショップ」という。）を設置している。

アンテナショップの整備・運営にかかる業務については、県が提示する諸条件の下、委託することとしており、本公募要領では、委託する事業者（以下「事業者」という。）の公募にあたって必要な事項を定めることとする。

2. アンテナショップの概要

（１）リニューアルポイント

資料１「日本橋長崎館リニューアルポイント（以下「リニューアルポイント」という。）」を参照

（２）設置場所と建物概要

建物名称

「アーバンネット日本橋二丁目ビル」（以下「入居ビル」という。）

所在地

東京都中央区日本橋２－１－３ アーバンネット日本橋二丁目ビル１階

賃借部分及び面積

地上１階：９９．２７坪（３２８．１７㎡）

所有者

ＮＴＴ都市開発株式会社

設備及び備品

資料３「設備及び備品一覧」に掲げるとおり

現在の店舗にある商品棚は、現運営事業者が準備したものであることを留意すること。

今回のリニューアルでは備品入替を含む店舗リニューアルを行うことに留意すること。

現況

アンテナショップとして営業中

（店舗部分面積等は、リニューアルポイント図面を参照）

（３）アンテナショップの基本機能

県産品 PR・販売促進・情報発信機能

観光・世界遺産等 PR、旅行相談機能

物産等の業界向け営業（販路拡大）機能

来館者意見やテストマーケティングを通じたフィードバック機能

軽飲食（テイクアウト含む）機能

- (4) リニューアルオープン予定日
令和8年6月1日(月)

3. 委託業務内容

委託業務内容については、次のとおりとする。また、委託に際しての条件等については、資料2の「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書」（以下「委託条件書」という。）のとおりとする。

- (1) 店舗設計・施工・施工管理業務

店舗設計、施工、施工管理業務

【資料2の委託条件書1頁「1. 店舗設計・施工・施工管理業務の委託条件」参照】

- (2) 店舗運営等業務

県産品の展示・販売業務等

【資料2の委託条件書3頁「2. 店舗運営等業務の委託条件」参照】

4. 委託上限額等

- (1) 委託上限額 38,757 千円
(R7 限度額 4,400 千円、R8 限度額 34,357 千円)

- (2) 委託上限額に含まれる経費

店舗設計・施工・施工管理業務経費（事業者が独自に設置する備品等の一部経費を除く。）

上記にかかる消費税及び地方消費税

3(2)の店舗運営等業務に係る委託料は0円（独立採算制）とする。

5. 募集方法

公募型プロポーザル方式

6. 応募の手続き

- (1) 応募者の構成

応募者は1者またはグループによる提案（以下「グループ提案」という。）も可能とする。ただし、グループ提案の場合は以下の点に留意するものとする。

グループの構成員で共同事業体に関する協定書を締結していること。（当該協定書の写しを1部、参加申込書に添付すること。）

グループ名称を定め事業を統括する代表者（以下「代表事業者」という。）を選任していること。

代表事業者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対して連帯してその責を負うこと。

代表事業者及び構成員の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事

情が生じた場合は、県と協議を行うものとする。

グループの構成員は、重複して1者または他のグループ構成員として応募することはできないものとする。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす者であること。なお、グループ提案の場合も、下記 の「ただし書き」部分を除き、構成員となる全ての事業者が資格要件を全て満たす者であること。

長崎県産品の販売等を通じて長崎県の魅力を総合的に発信するなど、リニューアルポイントの実現に向けた事業を実施することができる者であること。

物産販売施設の運営についての実績があること。ただし、グループ提案の場合は、構成員の1者以上にその実績があること。

直近1年間に於いて、国税及び長崎県税(長崎県における納税義務がない場合は本社所在地都道府県税)を滞納していないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する入札に参加させることができない者でないこと。

地方自治法施行令第167条の4第2項のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

この公告の日から見積執行期日まで「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

この公告の日から見積執行期日まで「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

この公告の日から見積執行期日まで法人の代表者及びその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

公共の安全及び福祉を脅かす団体または団体に属する者でないこと。

この公告の日から見積執行期日まで長崎県が行う競争入札に関する指名停止または入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

参加申込書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

長崎県の責に帰さない事由により契約が解除され、その解除の日から3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でない

こと。

(3) 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び公募要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課で配布するほか、長崎県のホームページに令和 7 年 1 2 月 5 日まで掲載して配布する。

(4) アンテナショップ整備・運営事業業務等に関する説明会

説明会への参加は、応募の必須要件ではない。なお、説明会は下記 2 会場で開催するが、説明内容は同じである。

日時

ア．東京会場：令和 7 年 1 1 月 5 日（水）午後 1 時 3 0 分（受付開始午後 1 時）

イ．長崎会場：令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 3 0 分（受付開始午前 1 0 時）

場所

ア．東京会場：都道府県会館 4 階 4 1 0 会議室

（東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3 ）

イ．長崎会場：長崎県庁 6 階 6 0 1 会議室

（長崎県長崎市尾上町 3 - 1 ）

申込方法

「説明会参加申込書」（様式 3 ）を、電子メールにより提出すること。

必ず、受信確認を電話により行うこと（電話：095-895-2623）

提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・ E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp （すべて半角英数）

申込期限

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）午後 5 時必着

参加者

会場の都合上、1 者または 1 グループ当たり 2 名以内とする。

（当日は受付において、記名と名刺の提出をすること。）

(5) 公募要領の内容に関する質問の受付及び回答

本公募要領や資料の内容などについての質問は、「質問書」（様式 4 ）を下記の受付期間内に電子メールにより提出すること

受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）から令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）午後 5 時まで

提出方法

電子メールのみとする。

提出後、速やかに受信確認を電話により行うこと。（電話：095-895-2623）

提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・ E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp （すべて半角英数）

回答期限及び回答方法

受け付けた質問及び回答は、長崎県物産ブランド推進課ホームページにおいて、令和7年11月19日（水）までに公表する。また、1者または1グループのみにかかる質問については当事者のみに、電子メールにより通知する。

その他

ア．説明会以外での質問は、上記「質問書」のみで受け付ける。口頭での質問はできない。

イ．本公募要領及び手続き等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（6）参加申込方法

参加しようとする者は、下記により関係書類を提出すること。なお、参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、令和7年12月2日（火）までに辞退届（様式任意）を提出すること。

提出期限

令和7年11月27日（木）午後5時必着

提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住 所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 5階

提出方法

ア．持参または郵送により提出するものとする。

イ．持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。

ウ．郵送の場合は、書留郵便（特定封筒郵便（レターパック等）は認めない）に限ることとし、提出期限までに必着とする。なお、郵送の場合は到着を確認すること。

エ．電子メールによる提出は、不可とする。

提出書類及び部数

ア．参加申込書（様式1-1） 1部

グループ提案の場合は、参加申込書（様式1-2）及び前述6-(1)

- に定める協定書

イ．会社概要（様式2） 1部

ウ．登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

エ．直近2年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） 1部

オ．都道府県税の納税証明書 1部

カ．消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書 1部

キ．前述6-(2)の「応募者の資格要件」に係る誓約書 1部
（様式6-1または6-2）

グループ提案の場合は、アを除き構成員全員の上記書類を要する。

(7) 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 7 年 12 月 2 日 (火) までに申請者へ通知する。

(8) 応募費用の負担

応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

(9) スケジュール

令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火) 公募開始

令和 7 年 1 1 月 4 日 (火) 説明会参加申込書の提出期限

令和 7 年 1 1 月 5 日 (水) 説明会の開催 (東京会場)

令和 7 年 1 1 月 1 0 日 (月) 説明会の開催 (長崎会場)

令和 7 年 1 1 月 1 2 日 (水) 質問書の提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 9 日 (水) 質問書の回答期限

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 (木) 参加申込書の提出期限

令和 7 年 1 2 月 2 日 (火) 資格審査結果の通知

令和 7 年 1 2 月 5 日 (金) 企画提案書の提出期限

令和 7 年 1 2 月中旬 長崎県アンテナショップ運営事業者選考委員会 (以下「選考委員会」という。) の実施

令和 7 年 1 2 月中旬 優先交渉権者決定の通知
契約内容等について、優先交渉権者と県が
協議・調整を行う。

令和 7 年 1 2 月下旬 事業者の決定、業務委託契約の締結

令和 8 年 2 月 2 7 日 実施設計完了

令和 8 年 4 月上旬 ~ 5 月 3 1 日 店舗工事、リニューアルオープン・運営準備

令和 8 年 6 月 1 日 運営開始予定

令和 8 年 2 月 2 7 日までに実施設計が完了し、完了検査に合格していること。

令和 8 年 5 月 3 1 日までに施工が完了し、完了検査に合格していること。

事業者は、運営開始までの間に県と十分協議・調整を行い、諸準備を行うこと。また、運営開始までの協議・調整に係る費用のうち事業者分をすべて負担すること。

(10) 担当部局

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住 所 : 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3 - 1 5 階

・電 話 : 095-895-2623 / FAX : 095-895-2562

・E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp (すべて半角英数)

・受付期間 : 土日祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

7 . 企画提案書の内容及び提出方法等

応募にあたっては、資料 2 の委託条件書を確認のうえ、下記により関係書類を提出す

ること。なお、(2) から については実施内容や頻度等を具体的に示すこと。

(1) 店舗設計・施工・施工管理業務

リニューアルポイントや出店地域を踏まえた店舗設計の考え方・方針

内装リニューアルのコンセプト

内装レイアウト図・イメージパース図、店舗ゾーニング（図面添付）

各売場の商品陳列状況のパース図は必ず示すこと。

什器入替や内装工事実施の有無を含む

店外視認性

什器備品の導入計画

物販棚・軽飲食コーナーの増席

観光案内コーナー

工程表

概算工事費

(2) 店舗運営等業務関係

リニューアルポイントや出店地域を踏まえた管理運営の方針

集客促進、販売促進に向けた工夫（顧客分析による集客及びリピーター対策、イベントスペースの活用法、出張販売の実施を含む）

ショップ周知の方策（近隣地や長崎ゆかりの企業等主催のイベントでのPR、ホームページ（管理運営含む）・SNSでの情報発信及び観光コーナー等との連携を含む）

長崎県産の食品（生鮮農水産物を含む）、工芸品等の展示・販売実施計画（仕入ルートを含む）

有料エリアの事業展開策

軽飲食コーナーの事業展開策（テイクアウト、コイン式県産酒自販機含む）

県産品にかかるコト消費（体験）の実施の施策展開策

通年実施でなくとも可

消費者ニーズを聴取する等、県産品の評価等についてのフィードバックの取組み
取扱商品の店舗外の販路拡大に向けた取組みへの支援

「長崎らしい」季節や地域の特色を感じさせる装飾、雰囲気づくり（BGM、スタッフ対応等を含む）の展開策

目標数値の設定（来館者数、売上高、情報発信件数、出張販売数、事業者へのフィードバック数）

長崎県における来館者目標値

基準値 （基準年）	R 8	R 9	R10	R11	R12
34.5 万人 （R6）	36.9	38.3	39.6	41.0	42.5

(3) 運営計画

営業時間、休業日

運営体制

ア．全体運営体制（店舗外責任者、統括責任者、副責任者の配置等）

イ．店内の要員体制

ウ．主要スタッフの条件（特に長崎県産品の知識を有し、商品の背景（製造過程、歴史・文化、環境など）や調理方法などを直接紹介するスタッフ（以下「食と暮らしの案内人」という。）の採用条件について具体的に記述すること）

従業員の教育体制（特に「食と暮らしの案内人」のスキルアップ方策を記述すること）

商品の仕入（軽飲食コーナーの仕入を含むこと）

商品計画（店舗の運営に必要な商品計画（取扱商品品目・数量等））

（４）収支計画

令和１２年度までの収支計画（購買客数、購買客単価、物販・飲食別売上及び集客、販促、広報、イベント開催経費等を明記のこと）

なお、委託条件書の２－（７）－ の上乗せ額は収支計画に含めないこと

また、「一定の率」は収支計画に記載すること

（５）全体スケジュール

店舗設計、店舗工事、施工管理、商品計画、販促計画、営業等許可、店舗告知、店舗運営開始までの準備計画

（６）業務執行体制

１者の場合は、担当部局名及び各人員。グループの場合は、担当構成員名、担当部局名及び各人員がわかる業務執行体制図。（参加申込時の別記様式２：会社概要を添付すること。）

引継業務への対応については、本公募により運営事業者指定された場合、どのような体制により現在の運営事業者から業務を引き継ぐか、スケジュールを含めて具体的に記載すること。（現在の運営事業者は、別の候補者が選考された場合の引継体制について記載すること。）

（７）提出期限

令和７年１２月５日（金）午後５時必着

（８）提出方法

持参または郵送により提出するものとする。持参の場合は、土日祝日を除く、午前９時から午後５時までに提出すること。郵送の場合は、書留郵便（特定封筒郵便（レターパック等）は認めない）に限ることとし、上記の提出期限までに必着とする。

なお、郵送の場合は到着を確認すること。また、電子メールによる提出は、不可とする。

(9) 提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住 所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3 - 1 5 階

(10) 企画提案書の形式等

企画提案書は、様式5を表紙とすること。表紙以外の様式は任意とするが、サイズはA4判縦（A3判による折り込み可）で横書き、左綴じとする。

企画提案書の提出部数は15部（正本1部、副本14部）とする。

企画提案に関する有効な資料や、過去に類似業務を実施した実績等については、その資料を添付することができる（提出部数15部）。

必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

企画提案書等は、返却しない。

企画提案書等を提出した後の変更・追加等は、原則として不可とする。

企画提案書等については、第三者の著作権等の権利を侵害していないこと。

応募者は、提出した企画提案書が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の採用時に県に無償で譲渡するものとする。

8 . 評価・選考方法

(1) 評価の方法等

企画提案の審査にあたっては、有識者及び県で構成する「長崎県アンテナショップ運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、前述7.の「企画提案書の内容及び提出方法等」に基づき、総合的に評価する。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション

選考委員会は、前述の応募資格を有すると認められた企画提案書を提出した者を対象として、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合がある。また、円滑な審査に資するため事前に担当課においてヒアリングを実施することがある。資格審査の結果、失格となった者及び応募者多数の場合で書類審査により選定されなかった者は、プレゼンテーションには参加できない。

これに該当する者には、直接、その旨を通知する。

実施時期：令和7年12月中旬（選考委員との日程調整後決定）

実施場所：長崎市内

実施方法：応募者は、提出した企画提案書に基づき、25分間で説明し15分間の質疑応答を行う。

出席者：統括責任者及び担当者等（3名以内）

詳細については、別途通知する。

(3) 選考に関する事項

プレゼンテーションの後、選考委員会で審査を行い、基準を満たした提案者の中から最優秀提案者及び優秀提案者(以下、次点提案者という。)各1者または1グループを選定する。

審査については、別表1「審査項目」に基づき総合的に行う。

選考結果については、提案者全員に書面により通知する。

選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

選考委員会は、応募が1者または1グループの場合でも開催する。

(4) 優先交渉権者との協議

最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。

(5) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点提案者と業務委託契約に必要な協議を実施する。

(6) 運営事業者決定後の諸手続き

運営事業者決定後、県と事業者との間で業務委託契約の締結手続きを行う。手続きの方法等については、運営事業者あて別途通知する。

(7) 選考結果の公表

選考結果の通知後、以下について長崎県ホームページにおいて公表する。

ア．最優秀提案者の氏名

イ．募集期間

ウ．応募者(最優秀提案者のみ実名を公表し、その他の応募者については名前を伏せて公表する)

エ．選考方法

オ．選考委員の職氏名

カ．選考結果(審査項目及び項目別採点結果)

キ．選考理由

ク．議事要旨

企画提案書の閲覧について

選考された者が提出した企画提案書について、下記 の場所において、上記 の公表を始めた日の翌日から1週間閲覧することができる。なお、企画提案書の中に応募者特有の技術等閲覧に供することができない部分がある場合は、事前に企画提案書にその旨を記載し、県と協議する必要がある。

選考結果の問い合わせ先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住 所 : 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3 - 1 5階

・電 話 : 095-895-2623 / FAX : 095-895-2562

・E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp (すべて半角英数)

9. 応募にあたっての留意事項等

(1) 業務提携について

応募者が業務提携を活用して運営を行うことも可能とする。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要である。

(2) 選考対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、もしくは運営事業者としての決定を取り消す場合がある。

選考委員会の委員もしくは選考手続き業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他公正な選考を妨げる行為の事実が判明した場合

本公募について不正な利益を得るために連合した場合

応募申込書等に虚偽の記載が確認された場合

複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

その他選考の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

応募者による運営業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が運営事業者としてふさわしくないと県が判断したとき

(3) その他

手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。

別表 1		審 査 項 目
必須	・応募者は資格要件(公募要領)を満たしているか。	
	・企画提案書は、「日本橋長崎館リニューアルポイント」、「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募要領」及び「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書」に記載された内容が漏れなく提案されているか。	
(1)店舗設計・施工・施工管理業務(公募要領7.(1))		
リニューアルポイントや出店地域を踏まえた店舗設計の考え方・方針		
内装リニューアルのコンセプト		
内装レイアウト図・イメージパース図、店舗ゾーニング(図面添付)		
店外視認性		
什器備品の導入計画		
物販棚・軽飲食コーナーの増席		
観光案内コーナー		
工程表		
概算工事費		
(2)店舗運営等業務(公募要領7.(2))		
リニューアルポイントや出店地域を踏まえた管理運営の方針		
集客促進、販売促進に向けた工夫(顧客分析による集客及びリピーター対策、イベントスペースの活用法、出張販売の実施を含む)		
ショップ周知の方策(近隣地や長崎ゆかりの企業等主催のイベントでのPR、ホームページ(管理運営含む)・SNSでの情報発信及び観光コーナー等との連携を含む)		
長崎県産の食品(生鮮農水産物を含む)、工芸品等の展示・販売実施計画(仕入ルートを含む)		
有料エリアの事業展開策		
軽飲食コーナーの事業展開策(テイクアウト、コイン式県産酒自販機含む)		
県産品にかかるコト消費(体験)の実施の施策展開策 通年実施でなくとも可		
消費者ニーズ等を聴取する等、県産品の評価等についてのフィードバックの取組み		
取扱商品の店舗外の販路拡大に向けた取組への支援		
「長崎らしい」季節や地域の特色を感じさせる装飾、雰囲気づくり(BGM、スタッフ対応等を含む)の展開策		
目標数値の設定(来場者数、売上高、情報発信件数、出張販売数、事業者へのフィードバック数)		
(3)運営計画(公募要領7.(3))		
営業時間、休業日		
運営体制		
ア. 全体運営体制(店舗外責任者、統括責任者、副責任者の配置等)		
イ. 店内の要員体制		
ウ. 主要スタッフの条件(特に長崎県産品の知識を有し、商品の背景(製造過程、歴史・文化、環境など)や調理方法などを直接紹介するスタッフ(以下「食と暮らしの案内人」という。))の採用条件について具体的に記述すること)		
従業員の教育体制(特に「食と暮らしの案内人」のスキルアップ方を記述すること)		
商品の仕入(軽飲食コーナーの仕入を含むこと)		
商品計画(店舗の運営に必要な商品計画(取扱商品品目・数量等))		
(4)収支計画(公募要領7.(4))		
令和12年度までの収支計画(購買客数、購買客単価、物販・飲食別売上及び集客、販促、広報、イベント開催経費等を明記のこと)		
(5)全体スケジュール(公募要領7.(5))		
店舗設計、店舗工事、施工管理、商品計画、販促計画、営業等許可、店舗告知、店舗運営開始までの準備計画		
(6)業務執行体制(公募要領7.(6))		
業務執行体制(引継業務含む)		
店舗運営の実績(県産品の販売実績含む)		
安定した財務基盤		